

「手話学研究」投稿倫理内規	
第1条	本内規は『手話学研究』の記事に関わる倫理指針および罰則を別に定める。
第2条	<p>以下の行為を禁止する。</p> <p>(1) 二重投稿：二重投稿とは、同等の内容の記事を、学会などが発行する査読を伴う出版物（他誌）と本誌に同時に投稿することを指す。ただし、国際会議・大会・研究会などの予稿集は他誌に含まない。なお、投稿とは、論文の受付から掲載まで、あるいは、不掲載決定までの全ての過程を含む。</p> <p>(2) 捏造・改ざん・盗用：捏造とは事実に基づかないデータなどを恋に作り出すことを指す。改ざんとは、データなどを根拠無く故意に書き換えることを指す。盗用とは、他人の得たデータや知見を許可無く自身の得たものとして用いることを指す。</p> <p>(3) 人権の侵害：実験や調査の過程及び論文の表現において、被験者や調査協力者の自由意思やプライバシーを侵害する行為を指す。</p> <p>(4) 倫理規程違反：著者の所属機関が定めた倫理規程などに違反する行為を指す。</p>
第3条	内規に定める倫理指針に対する違反が疑われる場合、編集委員会が調査委員会を設置して事実関係の調査をおこなう。
2	調査に際して、調査委員会は関係学会あるいは組織などとの間で当該記事の内容に関する情報交換をおこなってもよい。
第4条	<p>上記調査によって違反が認められた場合、編集委員会は以下の罰則の一部、または全部を適用することができる。</p> <p>(1) 当該記事の不掲載、または掲載の取り消しとその周知。</p> <p>(2) 著者全員の本学会刊行物への投稿禁止。</p> <p>(3) 二重投稿先への周知。</p> <p>(4) 著者の所属する組織への通知。</p>
第5条	本内規の変更は編集委員会および理事会の議を経なければならない。
	本規程は2010年3月31日より施行する。
	本規程は2012年4月23日より改正施行する。
	本内規は2019年7月1日より改正施行する。